

令和5年度 第1回

胎内市地域自立支援協議会

日 時 令和5年11月7日(火)
午後1時30分から3時30分まで

場 所 胎内市役所 2階大会議室

障がい者差別に関することについて

1 障がい者差別に関する相談の状況

- ・障がい者基幹相談支援センターたいない及び福祉介護課障がい福祉係が窓口となり、障がいを理由とする差別に関する相談を受け付けています。
- ・また、4半期ごとに相談支援事業所及び胎内市教育委員会に対して、障がいを理由とする差別に関する相談の有無について照会し、相談があった場合はその内容を把握するとしています。
- ・相談の有無及びその内容について、4半期ごとに新潟県へ報告するとなっています。

【令和4年度実績】

第1四半期	4月～6月	0件
第2四半期	7月～9月	0件
第3四半期	10月～12月	0件
第4四半期	1月～3月	0件

2 障がいを理由とする差別を解消するための取組

- ・障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への『合理的配慮の提供』が令和6年4月1日から義務化されます。(国や市町村など行政機関においては、平成30年4月からすでに義務化)
- ・市報たいない 11月1日号において、「障害者週間(12月3日～9日)」のお知らせに併せ、改正障害者差別解消法の施行をお知らせしました。
- ・今後、市ホームページでも障害者差別解消に係るページを作成する予定です。

胎内市において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる「障害者差別解消法」)」第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会は、「胎内市地域自立支援協議会」が兼ねるとしている。

○障害者差別解消法

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

こんなことで困っていませんか？

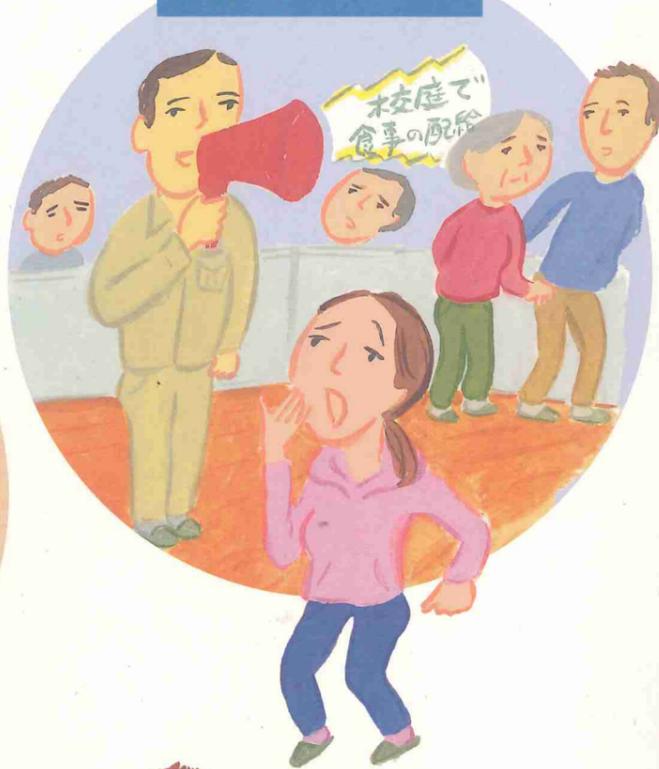
障害があることで障害のない人たちとは違う扱いを受けて困った、自分の障害に合った必要な工夫ややり方をしてもらえなかったことはありませんか？

お店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。



アパートの契約をするとき、「私には障害があります」と伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。

災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。



スポーツクラブや習い事の教室などで障害があることを理由に、入会を断られた。



交通機関を利用したいとき、どの乗り物に乗ったらいいのかわからないので職員に聞いたが、わかるように説明してくれなかった。



役所の会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

みんなの声を受けて、障害者差別解消法ができました。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

役所と会社・お店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	しては いけない	しては いけない
合理的配慮	しなければ ならない	するよう に 努力

⇒しなければ
ならない

ただし、合理的配慮のために、例えば、お金がかかりすぎたりすることもあります。その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

～だと助かります

合理的配慮の提供

～をお手伝いしましょう！



知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

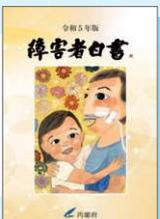
「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

障害者施策担当

☎ 03-5253-2111 (代表)

「第 6 期胎内市障がい福祉計画、第 2 期胎内市障がい児福祉計画」 の進捗状況について

本計画では、国の基本方針を踏まえ、地域の実情に応じた目標を設定することとしており、令和元年度を現状値として、計画期間（令和 3 年度～ 5 年度）の最終年度である令和 5 年度の目標値を成果目標としています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

令和 5 年度末における地域生活に移行する者の成果目標を設定。

ア 令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

イ 令和 5 年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から、1.6% 以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
施設入所者数	32人	32人	32人		31人
削減数		0人	0人		1人
削減率（国の基本指針イ）		0%	0%		3.13%
地域生活移行者数		0人	0人		2人
地域移行率（国の基本指針ア）		0%	0%		6.25%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無	有	有		有

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針

令和 5 年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を確保する。
年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の数		1箇所	1箇所		1箇所
運用状況の検証及び検討の実施回数		1回	1回		2回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
一般就労移行者数 令和元年度との比較	7人	2人 0.29倍	4人 0.57倍		11人 1.5倍
就労移行支援事業 令和元年度との比較	6人	2人 0.33倍	0人 -		8人 1.3倍
就労継続支援A型事業 令和元年度との比較	1人	0人 -	0人 -		2人 2.0倍
就労継続支援B型事業 令和元年度との比較	0人	0人 -	4人 -		1人 0倍

②就労定着支援事業の利用者数

■国の基本指針

令和5年度末における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
一般就労移行者数		2人	4人		5人
就労定着支援事業利用者数 上記の割合		3人 150.0%	1人 25.0%		4人 80.0%

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

■国の基本指針

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
就労定着支援事業所の数		0か所	0か所		1か所
就労定着率8割以上の事業所数		0か所	0か所		1か所
上記の割合		—	—		100%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児支援の提供体制

■国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	0か所	0か所		1か所
保育所等訪問支援の提供体制	1か所	1か所		1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	0か所	0か所		1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	0か所		1か所

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

■国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の有無	無	有		有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無	有		有

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無		有	有		有
地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無		有	有		有

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針

令和5年度末までに、都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無		有	有		有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無		無	無		有

自立支援協議会（全体会）の年次計画案について

令和5年度

	日程	議題（予定）
第1回	11月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者差別に関することについて ◆「第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の進捗状況について ◆自立支援協議会の年次計画案について ◆「第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」の策定について
第2回	12月下旬 (21～26日)	<ul style="list-style-type: none"> ◆【令和5年度上半期】相談支援事業の実施状況について ◆【令和5年度上半期】地域活動支援センターの利用状況について ◆各部会の報告 ◆「第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」の素案について など
第3回	1月下旬 (23～30日)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」の案について ◆各部会の報告 など
第4回	2月 (中旬～下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ◆次年度に向けての協議事項 ◆各部会の報告 など

◀（参考）令和6年度以降▶

令和6年度

	日程	議題（予定）
第1回	6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> ◆【前年度下半期】相談支援事業の実施状況について ◆【前年度下半期】地域活動支援センターの利用状況について ◆【前年度】地域生活支援拠点の評価について ◆「第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の実績について ◆【当年度】自立支援協議会の年次計画案について ◆各部会の報告 など
第2回	12月～1月	<ul style="list-style-type: none"> ◆【当年度上半期】相談支援事業の実施状況について ◆【当年度上半期】地域活動支援センターの利用状況について ◆各部会の報告 など
第3回	2月 ※必要あれば	<ul style="list-style-type: none"> ◆次年度に向けての協議事項 ◆各部会の報告 など

「第4次胎内市障がい者計画、第7期胎内市障がい福祉計画、第3期胎内市障がい児福祉計画」の策定について

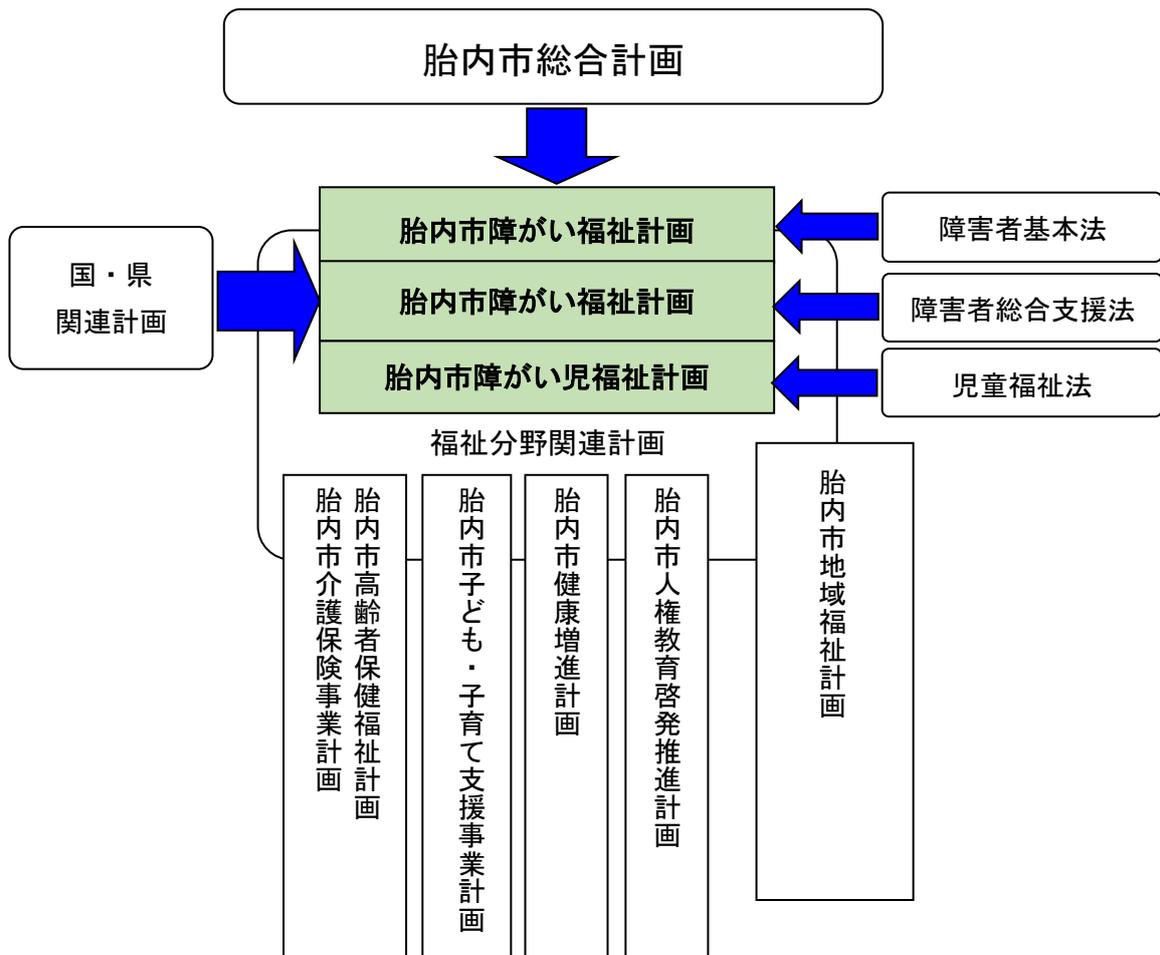
1 計画の概要と期間

第4次障がい者計画	
障害者基本法	
障がい者及び障がい児への施策推進に関して、胎内市における福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくりなど障がい者のための施策について、基本理念や基本目標、施策の体系など基本的な指針を示すもの。	

	第7期障がい福祉計画	第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の内容	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画 ○令和8年度までの成果目標と活動指標（サービス見込量）を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画 ○令和8年度までの成果目標と活動指標（サービス見込量）を設定 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援 ○障害児支援の提供体制を進めるための整備

年 度	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
胎内市障がい者計画	第4次計画					
胎内市障がい福祉計画	第7期計画			第8期計画		
胎内市障がい児福祉計画	第3期計画			第4期計画		

2 計画の位置付け



胎内市総合計画（第2次後期基本計画：令和4年度～令和8年度）

基本理念	自然が活きる、人が輝く、交流のまち “胎内”	
基本政策2 健康・福祉	健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり	
主要施策11 障がい福祉	5年後（令和8年）のまちの姿 ◆障がいのある人もない人もお互いに支え合いながら地域で共に暮らせるまちになっています。 ◆障がいのある人も自分らしい生活を送ることができるよう必要な支援・体制が整えられています。	

《参考：関係法令》

○障害者基本法

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 (略)

○障害者総合支援法

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～5 (略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

○児童福祉法

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

②～⑤ (略)

⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑧～⑫ (略)